平成28年2月29日（月）【第19号】

「農地を守り！次世代に引き継ぐお手伝いをします！」

農地中間管理機構だより

随時発行　　発行者：農地中間管理機構（公益社団法人宮崎県農業振興公社）

◆第１９号の内容

１　機構役員による県内市町村への事業推進について
２　市町村等担当者会議の開催について
３　農地中間管理事業審査会（２月）について
４　農地集積・集約化に関する協定締結について

１　機構役員による県内市町村への事業推進について

機構役員（理事長・常務理事）と県地域農業推進課は、１月下旬から２月下旬にかけて、県内全市町村長等を対象に、平成27年度の農地中間管理事業の取組に対する御礼と事業を推進する上での課題等について意見交換を行う事業推進キャラバンを実施しました。

本格実施の２年目となった平成27年度は、県内全市町村毎に重点実施地区を設定し事業に取り組んだ結果、２２市町村８１地区において約１，９００haの農地集積が実現する見込みです。これは、各市町村推進チームによる、様々な集落へのアプローチと複数回にわたって地元説明会を行った結果であります。

機構からは、市町村の取組に対する御礼に続き、平成27年度の取組や事務処理の改善状況、併せて県内各地での取組事例等についても紹介を行いました。

意見交換では、各首長から「農地中間管理事業は必要な事業だと思うが、戦略を持って取り組む必要がある」「事業に取り組んだ地区では地域の話し合いが持たれるなど今後に繋がっている」「地域にリーダーがいたから事業推進ができた」また、制度変更について「高齢者は変化に対して保守的になる傾向がある。機構の信頼度、安心感が損なわれることがないよう農家目線の事業制度になるようお願いしたい」といった事業推進上の課題等について意見が出されました。

今回、市町村から頂いた御意見を真摯に受けとめ、現場で使いやすい事業制度となるよう、関係機関とも協議しながら見直しを図っていきたいと思います。

三股町長との意見交換会

椎葉村長との意見交換会

２　農地中間管理事業に関する市町村等担当者会議の開催について

県と機構は、2月12日（金）に農地中間管理事業に携わる市町村及び農業委員会、ＪＡ、県出先事務所の担当職員約150名の出席のもと、事業に関する担当者会議を開催しました。

会議では、県から①平成28年度農地中間管理事業の概算決定情報について、②平成28年度宮崎県における機構集積協力金の交付基準（案）について、機構からは③農地中間管理事業の進捗状況等について説明を行いました。

特に、平成28年度からの機構への農地の出し手に対する支援策である機構集積協力金に関する主な変更点は、機構を介して新たに担い手に集積される面積に応じて算出された国からの交付金の範囲内で、県が交付基準を作成し、各協力金の配分を行うことになります。今回、現時点での交付基準（案）について説明を行い、市町村等の意見も聴いたうえで、現場での事業推進への影響を最小限に抑えた交付基準を作成することとしております。また、交付基準作成に当たっては、国からの交付金の配分（内報）額が、担い手への新規集積予定面積を基に算定されることから、実績段階で計画を下回った場合でも示した単価が支払えない状況にならないよう配慮するとともに、活用可能額を市町村毎に設定することにしています。

さらに、各交付金の交付基準（案）では、新規集積農地に優先配分することを原則とし、予算の残枠内で面積に応じた配分も可能としています。

県は、今後、各市町村等の意見を踏まえ交付金配分基準をまとめることになりますので、現場の皆様の声を聴かせていただければと思います。

担当者会議の様子

３　農地中間管理事業審査会（２月）について

機構は、2月19日（金）に平成27年度14回目となる農地中間管理事業審査会を開催しました。今回の審査会では、**重点実施地区１１地区**と**個別案件**としてリタイアされる農業者等の農地を対象に審査を行いました。重点実施地区はいずれも地区内で同意が得られた方々の農地を追加で利用権を設定するものでした。

また、今回は機構集積協力金の交付要件が平成２８年度から変更になることもあって、リタイアされる方のかけ込み案件が２６件ありました。いずれも３月中に転貸することになっています。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

◆重点実施地区１１地区
（日南市・三股町・えびの市、新富町、高千穂町）
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積　３．９ha

◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（108名）
（宮崎市・綾町・都城市・三股町・えびの市・西都市・新富町・川南町・都農町・日向市・日之影町）
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積　３５．７ha　　**２月審査面積　３９．６ha**

４　農地集積・集約化に関する協定締結について

機構は、平成28年2月24日（水）に、意欲ある担い手に農地を集積・集約する農地中間管理事業の利活用を促進するために、一般社団法人宮崎県農業法人経営者協会と宮崎県との３者による協定を締結しました。

農地中間管理事業は、農業の担い手の規模拡大や農用地の集団化等を行い、農業の生産性を高め、農業競争力を強化することを目的としており、農業の成長産業化を図る上で必要不可欠な事業であります。

今回の協定では、農業法人経営者協会会員の農用地の利活用の手続きを農地中間管理事業に移行することを促すことや、分散錯圃の解消に向け、地域の担い手農業者との協議、協力を進めることなどが規定されています。この協定締結を契機に担い手への農地集積・集約、更には、農業法人経営の発展にますます弾みがつくものと考えております。機構としても、関係機関・団体の皆様方と連携しながら、農地中間管理事業を推進し、本県農業の発展に寄与していきたいと思っております。

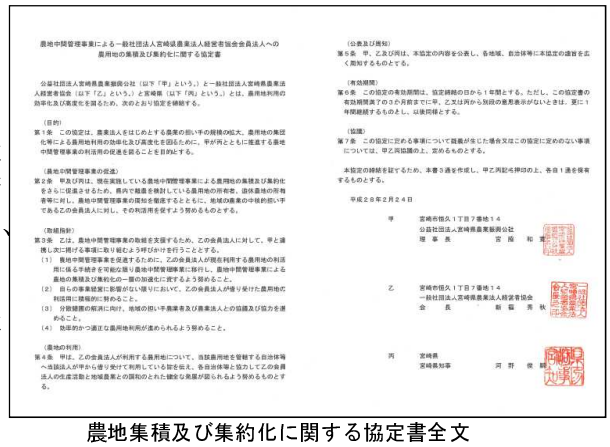

農地中間管理事業による一般社団法人宮崎県農業法人経営者協会会員法人への
農用地の集積及び集約化に関する協定書

公益社団法人宮崎県農業振興公社（以下「甲」という。）と一般社団法人宮崎県農業法人経営者協会（以下「乙」という。）と宮崎県（以下「丙」という。）とは、農用地利用の効率化及び高度化を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、農業法人をはじめとする農業の担い手の規模の拡大、農用地の集団化等による農用地利用の効率化及び高度化を図るために、甲が丙とともに推進する農地中間管理事業の利活用の促進を図ることを目的とする。

（農地中間管理事業の促進）
第２条　甲及び丙は、現在実施している農地中間管理事業による農用地の集積及び集約化をさらに促進させるため、県内で離農を検討している農用地の所有者、遊休農地の所有者等に対し、農地中間管理事業の周知を徹底するとともに、地域の農業の中核的担い手であるこの会員法人に対し、その利活用を促すよう努めるものとする。

（取組指針）
第３条　乙は、農地中間管理事業の取組を支援するため、この会員法人に対して、甲と連携し次に掲げる事項に取り組むよう呼びかけ支行うこととする。
（１）農地中間管理事業を促進するために、この会員法人が現在利用する農用地の利活用に係る手続きを可能な限り農地中間管理事業に移行し、農地中間管理事業による農地の集積及び集約化の一層の加速化に資するよう努めること。
（２）担い手農業経営に影響がない限りにおいて、この会員法人が借り受けた農用地の利活用に積極的に努めること。
（３）分散錯圃の解消に向け、地域の担い手農業者及び農業法人との協議及び協力を進めること。
（４）効率的かつ適正な農用地利用が進められるよう努めること。

（農地の利用）
第４条　甲は、乙の会員法人が利用する農用地について、当該農用地を管轄する自治体等へ当該法人が甲から借り受けて利用している旨を伝え、各自治体等と協力してこの会員法人の生産活動と地域農業との調和のとれた健全な発展が図られるよう努めるものとする。

（公表及び周知）
第５条　甲、乙及び丙は、本協定の内容を公表し、各地域、自治体等に本協定の趣旨を広く周知するものとする。

（有効期間）
第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の３か月前までに甲、乙又は丙から別段の意思表示がないときは、更に１年間継続するものとし、以後同様とする。

（協議）
第７条　この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲と丙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２８年２月２４日

甲　宮崎市橘通西１丁目７番地１４
公益社団法人宮崎県農業振興公社
理事長　宮脇裕寿

乙　宮崎市橘通西１丁目７番地１４
一般社団法人宮崎県農業法人経営者協会
会長　新福秀秋

丙　宮崎県
宮崎県知事　河野俊嗣

農地集積及び集約化に関する協定書全文

あいさつされる河野知事

左から新福会長、河野知事、宮脇理事長

関係者全員での記念撮影

＜農地第一課より＞

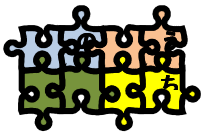

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案が平成27年8月28日に成立し、同年9月4日に交付されました。これにより農業委員会等に関する法律も一部改正され、「農地利用の最適化の推進」が農業委員会の義務業務として位置づけられました。これは、農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農等の新規参入の促進）を促進するために、出し手農家を訪問して農地中間管理機構の貸付けを促したり、担い手とのマッチングのための話し合い等の活動を行うことが定められました（農委法第6条第2項）。また、農業委員会は農業委員と共に地域で活動する**農地利用最適化推進員**を委嘱することになっており、推進員は機構と連携して業務を行うことになります。今後、機構も連携に向けた準備を進めていきたいと思います。（事業担当）

農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。
公益社団法人 宮崎県農業振興公社　農地第一課　電話（直通）　0985-78-0210
メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp